

元気発進！

子どもプラン(第3次計画)

北九州市次世代育成行動計画
北九州市子ども・子育て支援事業計画
【令和2～6年度】



令和元年11月

北九州市

目次

第1章 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

- 1 本市を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」からみた
子どもや子育てに関わる現状や意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）の
取り組みと評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第3章 次世代育成行動計画

- 1 基本理念と計画の視点等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 計画の目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
「元気発進！子どもプラン(第3次計画)令和2～6年度」
【次世代育成行動計画部分】全体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 計画とSDGsの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 目標ごとの現状・課題と主な取り組み
目標1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる
 施策(1) 母子保健の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 施策(2) 母子医療体制の維持・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
目標2 子どもや若者が主体性を持って健やかに成長するまちをつくる
 施策(3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 施策(4) 放課後児童の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 施策(5) 地域における子どもの居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
 施策(6) こころの教育、体験・学習機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
 施策(7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

目標3	配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる	
	施策（8）社会的養護が必要な子どもへの支援	9 2
	施策（9）児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）	9 8
	施策（10）障害のある子どもや発達気になる子どもへの支援	1 0 5
	施策（11）ひとり親家庭等への支援	1 1 3
目標4	子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる	
	施策（12）子育てを応援する体制づくり	1 2 3
	施策（13）家庭の育児力・教育力の向上	1 3 7
	施策（14）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり	1 4 4
目標5	子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる	
	施策（15）子どもの安全を守る環境整備	1 5 2

第4章 北九州市子ども・子育て支援事業計画

1	乳児・幼児期の教育や保育の推進	1 5 9
2	地域における子ども・子育て支援の推進	1 6 4
3	乳児・幼児期の教育や保育の一体的提供及び推進体制の確保	1 7 0
4	乳児・幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み	1 7 1
5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施と連携	1 7 2
	【参考】令和2年から令和6年までの推計児童数	1 7 3

資料・参考

◎第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（抜粋）	1 7 5
◎施策（8）「社会的養護が必要な子どもに対する支援」関連資料	
「社会的養育推進計画」に関する事項について	1 8 4
◎北九州市子ども・子育て会議	1 9 6
◎「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】に対する	
パブリックコメントの結果	1 9 8
◎関係法令（抜粋）	1 9 9

第1章「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化が進む中、孤立する保護者、児童虐待の問題、子どもの安全対策など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。これらに対応していくためには、国や自治体、地域を挙げて、すべての子どもと家庭を切れ目なく支援する仕組みづくりを進める必要があります。

これまでの国の動きを振り返ると、平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、「次代を担う子どもを育てる家庭を社会全体で支援する」という観点から、10年間の時限立法として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました（その後、令和7年3月まで延長）。この法律に基づき、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のため、5年を一期として、「次世代育成行動計画」を策定することが定められました。（平成27年度以降は、任意規定）

また、平成24年8月には、新たに「子ども・子育て支援法」が制定されました。市町村は、この法律に基づき、5年を一期として、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められました。（義務規定）

本市は、これらの法律に基づき、これまでも、子育て支援に関する計画を策定し、その推進に努めてきました。最近では、平成26年11月に、令和元年度までの5年間を計画期間とする「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（北九州市次世代育成行動計画及び北九州市子ども・子育て支援事業計画）を策定し、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用・住宅・生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、時代の変化の中で新たに発生する様々な課題に対応していくためには、これまでの取り組みをさらに充実・強化していく必要があります。

これに加え、日本を含むすべての国連加盟国が合意した、2030年の国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」には、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」などに関するのゴールが定められており、その達成のために、本市の取り組みを一層強化していくことが必要となります。

そこで、こうした国や世界の動向、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果及び課題、有識者等で構成する「北九州市子ども・子育て会議」での議論、大規模なア

ンケート調査結果や、パブリックコメント・市議会でもいただいたご意見等を踏まえ、子どもの育ちや子育てを支援するための子どもに関する新たな総合計画「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」を策定しました。（計画期間：令和2年度～令和6年度）

2 計画の位置づけ

本計画は、北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すものであり、地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって取り組みを進めるための指針となるものです。

（1）計画の根拠と子どもに関わる他の計画との関係

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「北九州市次世代育成行動計画」と、「子ども・子育て支援法」に基づく「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、計画を策定する際は、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」に関する内容も盛り込むよう求めています。そのため、この子どもの教育に係る行動計画は、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に定めることとし、本市の「次世代育成行動計画」として位置付けます。

さらに本計画は、関係法令に定める子どもに関わる他の計画である「保育計画」*、「母子・父子・寡婦自立促進計画」、「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策についての計画」を一体のものとして策定しています。

* 「保育計画」とは、児童福祉法第56条の4の2第1項に定める、保育所等の整備に関する計画

（2）北九州市基本計画やその他の計画との関係

本市では、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プラン(平成25年12月改訂)の中で、まちづくりの目標として、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を掲げ、その下で「人づくり」をまちづくりの基本方針の一つとし、「子育て・教育日本一を実感できる環境づくり」に取り組んでいます。

本計画は、この基本構想・基本計画の分野別計画に位置付けられるもので、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」、「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」、「北九州市の地域福祉（北九州市地域福祉計画）」、「第二次北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市障害者支援計画」、「北九州市いきいき長寿プラン」、「第三次北九州市食育推進計画」などの関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

各計画の関係図

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【基本構想・基本計画】									
北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン) (平成20年12月~令和2年度)									
改定版(平成25年12月~)									
【次世代育成行動計画、子ども・子育て支援事業計画】									
元気発進!子どもプラン(第2次計画) (北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【平成27~令和元年度】) ※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、 母子保健計画、子ども・若者計画を包含する					元気発進!子どもプラン(第3次計画) (北九州市次世代育成行動計画 北九州市子ども・子育て支援事業計画 【令和2~6年度】) ※保育計画、母子・父子・寡婦自立促進計画、母子保健計画、 社会的養育推進計画、子ども・若者計画、 子どもの貧困対策についての計画を包含する				
北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (平成21~30年度) 改訂版(平成26年度~)					第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン (令和元~5年度)				
【関連計画】									
第3次北九州市男女共同参画基本計画 (平成26~30年度)					第4次北九州市男女共同参画基本計画 (令和元~5年度)				
北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》 (平成28~令和2年度)									
北九州市の地域福祉(北九州市地域福祉計画) (平成23~令和2年度)									
北九州市健康づくり推進プラン (平成25~29年度)					第二次北九州市健康づくり推進プラン (平成30~令和4年度)				
北九州市障害者支援計画 (平成24~29年度)					北九州市障害者支援計画 (平成30~令和4年度)				
第四次北九州市高齢者支援計画 (平成27~29年度)					北九州市いきいき長寿プラン (平成30~令和2年度)				
第二次北九州市食育推進計画 (平成26~30年度)					第三次北九州市食育推進計画 (令和元~令和5年度)				
北九州市スポーツ振興計画 (平成23~令和2年度)									
北九州市環境基本計画(改定) (平成24~28年度)					北九州市環境基本計画(改定) (平成29~令和3年度)				
北九州市住生活基本計画(第1期) 平成20~29年度					北九州市住生活基本計画(第2期) 平成30~令和9年度				

3 計画の対象

本計画は、基本理念*が、『子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州』であることからわかるように、子どもを中心とした、すべての市民が対象です。

なお、本計画における「子ども」とは、18歳未満のすべての子どもを基本とします。

また、「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている40歳未満までの者も含みます。

*「基本理念」は、34ページ参照

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

5 計画の推進方法

(1) 推進体制

- ・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。特に、学校教育を所管する教育委員会との連携について、より一層の連携を図っていきます。
- ・市の付属機関である「北九州市子ども・子育て会議」において、本計画の策定や変更の際に意見を聴くとともに、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進や、その実施状況等について、調査審議しながら着実に計画を進めていきます。

(2) PDCAサイクル

子どもの健全育成や子育て支援の推進においては、子どもや子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。このため、各施策の成果がどの程度上がっているのかについて点検・評価(※)を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。

点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等で意見を聴いたうえで、市民に分かりやすい形で公表します。

※点検・評価を行うにあたっては、施策ごとに成果指標を設定し、進捗状況を確認します。また、施策を推進する主な取り組みについても、それぞれ数値目標等を設定

し、達成状況を確認します。

(3) 行財政改革の視点

本計画の推進にあたっては、新たな市民ニーズ、行政需要にこたえるため、北九州市行財政改革大綱に基づき、官民の役割分担と持続的な仕事の見直しや公共施設のマネジメントなど、P D C Aの視点から組織、政策を不断に見直し、選択と集中を図ります。

また、前述の点検・評価や年度ごとの予算編成過程において、事業内容の精査、見直しなどを行っていきます。

子ども目線に立った組織横断的な視点での事業の再構築など、より効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。

(4) 地域社会との連携・協力

地域社会を構成する「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、一体となって子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めていきます。「家庭」「地域」「学校」「企業」に対して本計画の趣旨や内容の周知を図るとともに、連携・協力しながら計画を推進します。

(5) 国における施策との調整

子どもの健全育成や子育て支援は、国レベルでの対応を求められることも多いため、国に対して必要な措置を求めています。

第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

本章では、子どもの健全育成や子育て支援のあり方を考えるうえで関わりの深い、少子化や社会経済の動向などの本市の子どもや子育てを取り巻く現状について整理しています。

なお、子どもや保護者の状況、また子育て支援施設での取り組みなど、個々の具体的な現状や課題等については、各論において整理しています。

1 本市を取り巻く現状

(1) 少子化の動向

少子化は、労働力人口の減少、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも大きな影響を及ぼすと考えられています。

ア. 人口

本市の人口は、昭和54年の1,068,415人（推計人口）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回り、令和元年には940,141人（推計人口）となりました。また、国全体の人口も、平成22年の128,057,352人（国勢調査結果）をピークに減少に転じており、全国的に見ても人口減少が進行しています。

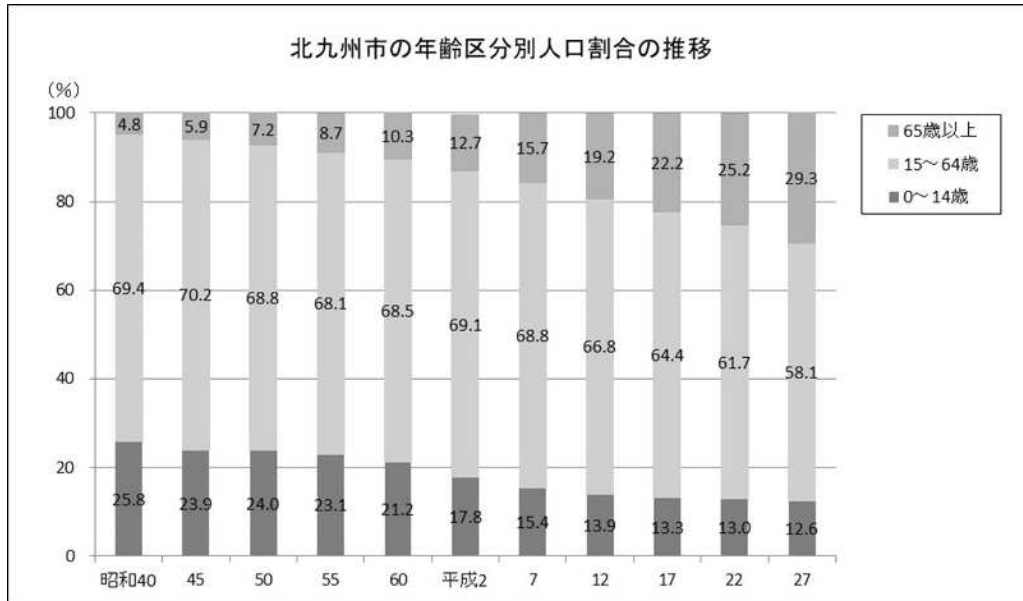
年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成27年までの35年間に、0歳～14歳は23.1%から12.6%に減少、15歳～64歳は68.1%から58.1%に減少しています。その一方で、65歳以上は8.7%から29.3%と大幅に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

（単位：人）

	本市の人口	増減	全国の人口	増減
昭和45年	1,042,318	－	104,665,171	－
昭和50年	1,058,058	15,740	111,939,643	7,274,472
昭和55年	1,065,078	7,020	117,060,396	5,120,753
昭和60年	1,056,402	▲ 8,676	121,048,923	3,988,527
平成 2年	1,026,455	▲ 29,947	123,611,167	2,562,244
平成 7年	1,019,598	▲ 6,857	125,570,246	1,959,079
平成12年	1,011,471	▲ 8,127	126,925,843	1,355,597
平成17年	993,525	▲ 17,946	127,767,994	842,151
平成22年	976,846	▲ 16,679	128,057,352	289,358
平成27年	961,286	▲ 15,560	127,094,745	▲ 962,607
令和元年	940,141	▲ 21,145	126,180,643	▲ 914,102

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

注：令和元年は北九州市推計人口（10月1日現在）と全国推計人口（5月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

イ. 出生

本市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成26年には8,000人台を割り、平成29年は、過去最も少ない7,349人（前年比272人減）となりました。

合計特殊出生率（※）については、平成17年に過去最低の1.30となりましたが、その後は増加傾向に転じ、平成28年の1.61まで増加を続け、平成29年は1.60（前年比0.01減）となり、全国平均（1.43）を上回っています。また、平成29年値では、政令市の中で最も高い数値となっています。

母親の年齢階級別出生数を見ると、20歳～34歳では減少傾向、35歳～49歳は増加傾向にあります。平成29年数値で見ると、30歳～34歳が2,504人と最も多く、次いで25歳～29歳が1,981人、35歳～39歳が1,516人、20歳～24歳が894人となっています。

また、第1子を生んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成29年が29.7歳となっています。

このように、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。

※合計特殊出生率：

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。